

各都道府県及び市区町村 御中
地方創生担当課
財政担当課 御中

地方創生に向けた自治体 SDGs 推進事業について

内閣府地方創生推進事務局

平素より、地方創生に向けた様々な取組に御尽力をいただき御礼申し上げます。

本日閣議決定が行われました、「まち・ひと・しごと創生総合戦略 2017 改訂版」において、地方公共団体における持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組の推進が位置づけられました。また、同日閣議決定が行われました平成 30 年度予算の政府案においても、同事業に関する予算が盛り込まれたところです。

今後、政府では、自治体による SDGs の達成に向けた取組を公募し、優れた取組を提案する都市・地域を「SDGs 未来都市」として選定するとともに、先導的な取組については、「自治体 SDGs モデル事業（以下、「モデル事業」という。）」として資金的に支援します。また、そうした成功事例の普及展開等を行うことで、地方創生の深化につなげます。

「SDGs 未来都市」における取組については、関係省庁で構成する「自治体 SDGs 推進関係省庁タスクフォース」によって、省庁横断的に支援します。

なお、具体的な募集内容、選定基準等については、検討中であり、その詳細が決まりましたら改めてご連絡いたします。

1. 「SDGs 未来都市」募集対象

都道府県及び市区町村を対象とします。

2. モデル事業とは

SDGs の理念に沿った統合的取組により、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い先導的な取組であって、多様なステークホルダーとの連携を通し、地域における自律的好循環が見込める事業を指します。

3. 資金的支援について

モデル事業は 10 件程度を選定し、1 件あたりの補助額は以下のとおり 4,000 万円とします。

・ 2,000 万円／件（定額補助）

対象経費：全体マネジメント・計画策定・普及啓発等

・ 2,000 万円／件（定率補助：1／2、事業費ベース：4,000 万円）

対象経費：機械装置調達・システム開発導入・人材育成等

また、「SDGs 未来都市」に選定された都道府県及び市区町村においては、地方創生推進交付金についても、申請事業数の上限（都道府県 7 事業（広域連携：2 事業）、市区町村 4 事業（広域連携：1 事業））の枠外（追加 1 事業まで）とすることを予定しています。

申請スケジュールなど詳細については、「SDGs 未来都市」に選定された都道府県及び市区町村に対して別途通知いたします。

5. 募集スケジュール（予定）

平成 30 年 2 月～3 月 公募開始

平成 30 年 5 月～6 月 「SDGs 未来都市」及びモデル事業の選定

6. その他、参考情報

（1）SDGs とは

Sustainable Development Goals の略で、2015 年 9 月の国連サミットで採択された 2030 年を期限とする先進国を含む国際社会全体の 17 の開発目標です。

（2）SDGs と自治体の取組

SDGs は「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むための世界共通の目標であり、広く全国の自治体において積極的に推進することが重要です。このような自治体による SDGs の達成に向けた取組の推進により、地域課題の「見える化」、分野横断的な取組体制の構築、企業等のステークホルダーとの連携強化などが図られ、政策推進の全体最適化、地域の課題解決の加速化といった相乗効果が創出されると考えております。このような SDGs の達成に向けた取組の推進による成功事例の普及展開等を行うことで、地方創生の一層の深化につなげます。

（3）自治体 SDGs に関する経緯

- ・第 1 回 SDGs 推進本部会合（2016 年 5 月本部長：総理、構成員：全閣僚）において、「SDGs 実施指針」の策定に向けた総理指示。
- ・第 2 回 SDGs 推進本部会合（2016 年 12 月）において、「SDGs 実施指針」を決定。
- ・第 3 回 SDGs 推進本部会合（2017 年 6 月）における安倍総理大臣の指示、「まち・ひと・しごと創生基本方針 2017」（2017 年 6 月閣議決定）を受け、自治体における SDGs の達成に向けた取組の推進を検討。
- ・「まち・ひと・しごと創生総合戦略 2017 改訂版」（2017 年 12 月閣議決定）において、自治体における SDGs の達成に向けた取組の推進を明記。

（4）その他

その他、自治体 SDGs に関する取組の概要は、以下に取りまとめておりますので、ご参照ください。

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kankyo/pdf/jichitaisdgs_suisin.pdf

7. 問い合わせ先

内閣府地方創生推進事務局

電話：03-5510-2175 e-mail：g.Local-governments-SDGs@cao.go.jp

<別添>

【別紙 1】地方創生に向けた自治体 SDGs 推進事業について

【別紙 2】「地方創生に向けた自治体 SDGs 推進のあり方」コンセプト取りまとめ